

大阪千代田短期大学研究倫理委員会規程

(目的)

第1条 本学の教育研究活動が、教職員の高度な倫理意識のもと公正に行われることを目的とし、そのために必要な方策を検討し、実施するために、大阪千代田短期大学研究倫理規程第13条2項に従い、大阪千代田短期大学研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 前条の目的を達成するため、委員会は次の事項を取り扱う。

- (1) 教職員の研究倫理を高めるため行う、法令・規程等の遵守に係る啓発・研修等に関すること。
- (2) 研究活動上の不正行為の防止に関すること。
- (3) 研究活動上の不正に係る点検及び業務監査に関すること。
- (4) その他必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、学長が委嘱する次の者3名以上をもって構成する。

- (1) 短期大学学科教員若干名
- (2) 短期大学事務局員若干名
- 2 委員会に委員長を置く。
- 3 委員長は委員会委員の互選により決定する。

(任期)

第4条 前条第1項の委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員の任期は、その職の期間とする。

(議事)

第5条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席で成立し、議事は、出席者の過半数で決する。
- 3 「対応に関する規程」に定める議決事項は、全委員の多数決をもって決する。
- 4 必要あるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を徴することができる。

(監査)

第6条 委員会は、大学、科、局、所、センター、室、課（以下「部課等」という。）の研究に関する業務執行について監査（以下「業務監査」という）を行うことができる。

- 2 業務監査に関する事項は別に定める。

(権限)

第7条 委員会は、前条に定める監査を行うため、関係部課等に対して当該事案に係る資料の提出を求め、関係者から事情を聴取することができる。

- 2 委員会は、業務執行の適正性を確保するため、部課等に対して改善及び是正に必要な措置について、指導又は助言をすることができる。
- 3 委員会は、違反行為等が発生する恐れがあると認められる場合、当該部課等に対して点検及び調査を行うことを指示し、その結果について報告を求めることができる。
- 4 委員会は、違反行為等への対応に関して、対応に関する規程に定めるもののほか、必要な事項を定めることができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、事務担当部局が行う。

2 事務業務に関する執行に関しては、事務担当責任者が統括する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、委員会及び教授会の審議を経て、学長が決定する。

附則この規程は、2016年4月1日から施行する。

附則この規程は、2021年4月1日から施行する。

附則この規程は、2022年2月1日から施行する。